

広報みさと号外

第3報 平成28年5月12日発行

いまこそ心ひとつに 美しい里の再出発へ

このたび、広報みさと号外第3報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報については町ホームページで随時更新しています。パソコン・スマートフォン・タブレットなどでご確認ください。

なお、広報みさと5月号は、5月19日（木）に配布予定です。



もう一度確認しましょう！

罹災証明・罹災届出証明が必要な場合とは？

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、町が、災害の被害に遭われた方の申請によって、お住まいの家屋の被害状況の調査を行い、その被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」などを認定し、証明するものです。

こういった場合、町では「罹災証明書」または「罹災届出証明書」を発行します。なお、火災による罹災の事実の証明は、宇城広域連合消防本部で実施しています。

被災者支援制度の申請時や、保険の請求などを行う際に必要となる証明書です。

罹災証明とは

ポイント①・・・住家（建物）被害の証明です。
ポイント②・・・町職員が現地調査に伺います。

町職員による「家屋被害認定調査」を行い、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水の区分で被害程度を判定し、証明するものです。こちらの証明の場合は現地調査を必要としますので、すぐに発行ができません。早めに申請を検討されることをお勧めします。

家屋被害認定調査は、内閣府が示す基準に基づき柱の傾斜・屋根・壁・基礎などの被害状況を数値化し総合的に判断します。



罹災届出証明とは

ポイント①・・・住家以外の（動産等）被害の証明です。
ポイント②・・・罹災したことの申請を証明するものです。

ポイント③・・・即日発行。現地調査は行いません。

自然災害による物件等の被害について写真などで確認し、被災者から罹災の届出があったということを証明するものです。このため、町の職員による「家屋被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。

こんな支援を受けるとき、罹災証明書（コピー可）が必要です

① 各種証明書の交付手数料が免除されます
災害に関する手続きに使用される場合は、印鑑登録証明書などの交付手数料が免除されます。

税務課関係のお知らせ

② 個人町民税・固定資産税の減免

問合せ先 税務課 ☎46-2112（直通）

住民課関係のお知らせ

③ 国民年金保険料の免除

④ 学生の国民年金保険料納付特例

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）が対象です。※保険などによる補てんがある場合はその分を控除

⑤ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免
災害により支払いが困難になった保険税・保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。

⑥ 老齢福祉年金及び障害基礎年金（20歳前障害年金にかかるもの）の支給

所得制限により老齢福祉年金・障害基礎年金の支給が停止されている方で被害により、収入減が認められる方（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）※保険などによる補てんがある場合はその分を控除

問合せ先 住民課 ☎46-2113（直通）

福祉課関係のお知らせ

⑦ 被災住宅の応急修理

日常生活に必要な欠くことのできない部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等）であって緊急を要する箇所について、町が業者をあつせんして応急修理を行います。（※ただし上限があります）

【対象者】

- ・大規模半壊の被害を受けたこと
- ・半壊の被害を受け、自ら修理を行う資力がないこと
- ※所得が一定以下の場合に該当
- ・全壊の被害を受けたが、応急修理を行うことにより居住可能になること
- ・災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと

⑧ 介護保険料及び介護サービス利用料の減免

災害により被災された方について、介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免及び介護サービス利用料の減免制度（介護保険施設等における食費・居住費については自己負担）があります。

⑨ 保育所等保育料の減免

災害により住宅に全壊または半壊（大規模半壊を含む）の被害を受けられた方が対象になります。

⑩ 福祉用具の再給付

災害による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

⑪ 障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免

災害により被災された方について、障害福祉サービス（介護給付費・または訓練等給付費）及び障害児通所利用料の減免制度があります。

問合せ先 福祉課 ☎47-1116（直通）



罹災証明・罹災届出証明の申請・発行について

◇申請窓口 【中央庁舎】 総務課 ☎46-2111（代表）
【砥用庁舎】 健康窓口課 ☎47-1115（直通）

◇発行窓口 【中央庁舎】 総務課 ☎46-2111（代表）
【砥用庁舎】 企画情報課 ☎47-1111（代表）

◇受付時間 午前9時から午後5時15分まで
（5月末日までは、土・日も受付と発行を行います。）

◇手数料 罹災届出証明1件につき 300円（罹災証明は免除）

◇申請時に必要なもの（罹災証明・罹災届出証明に共通して必要）

- ① 罹災証明願（申請書）
※役場に備え付けてあります。町ホームページに様式を掲載しています。
- ② 印鑑
- ③ 被害の状況がわかる写真
- ④ 建物図面（提出することができる場合のみ）

罹災証明の発行について

家屋調査終了後、発行の準備ができた世帯から順番に「罹災証明書発行通知書」をお送りしています。通知書に記載してあります発行期間内に、発行窓口（左記参照）までお越しください。

裏面もご覧ください



熊本地震の被災状況調査を実施しました

4月27日に嘱託員・嘱託補を通じて、調査票を全戸に配布し、5月2日までに回収する短期間でのアンケート方式により調査を実施しました。

この調査は、住民の方々の申告による被災状況や、それぞれの避難現状、さらには今後の皆さんの意向を聞くことで、早急な支援対策を検討するために実施したものです。

◇調査の結果

	砥用地区	中央地区	合計
配布数	2,488 世帯	1,713 世帯	4,201 世帯
回収数	1,096 世帯	927 世帯	2,023 世帯
回収率	44.1%	54.7%	48.2%

◇アンケート結果

質問 1. 我が家の状態は	砥用地区	中央地区	合計
修復しなければ住めないあるいは全部壊れていると回答した世帯	103 世帯	163 世帯	266 世帯

質問 2. どこで夜は過ごされましたか	砥用地区	中央地区	合計
車の中と回答した世帯	308 世帯	143 世帯	451 世帯
町が指定した避難所と回答した世帯	87 世帯	61 世帯	148 世帯

以下3つの質問（質問3・4・5）は「損壊で現在の家に住めない方」または「今後の余震に耐えられるかの不安で家に住めない」と回答した方にお尋ねしました。

質問 3. 今後の意向をお尋ねします	砥用地区	中央地区	合計
壊れた部分を修復して住むと回答した世帯	103 世帯	145 世帯	248 世帯
建て替えや購入を検討すると回答した世帯	8 世帯	13 世帯	21 世帯

質問 4. 応急危険度判定士による調査を希望しますか	砥用地区	中央地区	合計
希望すると回答した世帯	136 世帯	129 世帯	265 世帯

質問 5. 二次避難所として町の施設を利用したいですか	砥用地区	中央地区	合計
家の修復等これからの住まいを確保するまでの間、町の施設を利用すると回答した世帯	24 世帯	21 世帯	45 世帯

被災者生活再建支援金制度

地震により住宅が全壊や大規模半壊等の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給します。

※本制度は、被災者生活再建支援法人である（財）都道府県会館の制度ですが、申請の受付は役場で行います。

【対象者】

- ①住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ②住宅が半壊の被害を受け、または住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由（当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要であること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること）により、解体される世帯

※「やむを得ない事由」に該当するかについては、申請先の被災者生活再建支援法人の判断となります。

※お答えいただいた被災状況調査には、住民の方々の心配やご意見などが多数寄せられました。それぞれについて担当の課にて対応していきます。調査のご協力、ありがとうございました。

被災状況調査の結果により

次のことを実施しました

○応急危険度判定二次調査を実施

被災状況調査で要望が多かった応急危険度判定士による調査は、二次調査を県に要望しましたが、希望世帯が多かったため、上記の希望者の内、避難場所を自宅以外にされていた57世帯（自宅に入れない状態と判断して）を対象に、5月8日（日）に応急危険度判定士による二次調査を実施しました。

○5月10日より避難所の場所を変更

余震が怖くて家で眠れないなどの方のために、自主避難所として「砥用庁舎会議棟」と「中央庁舎2階大会議室」を開放しました。自主避難所は、各自で飲料水・食料・寝具の準備が必要になります。

また、損壊した家の修理や、これからの住まいの確保ができるまでの間、町の施設を利用する世帯を対象に、二次避難所として「老人福祉センター」と「福祉保健センター湯の香苑」を開放しました。今後は、世帯毎の避難所について検討していきます。

【内容】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【申請期限】

- ①基礎支援金 災害のあった日から、13ヶ月の間
- ②加算支援金 災害のあった日から、37ヶ月の間

住民課からのお知らせ

国民健康保険医療費・後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）免除について

地震により被災された国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

【対象者】

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【対象期間】

平成28年7月末までの受診分

※保険証なしでも医療機関を受診することができます。※なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、確認いたします。

問合せ先 住民課 ☎46-2113（直通）

町税の納税を猶予できます

地震で被害を受けられた状況により、町税の納税を猶予（分割納付）できる場合がありますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【対象者】 震災に遭われた方

問合せ先 税務課 ☎46-2112（直通）

注意！

- 申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。詳しくは役場福祉課にご相談ください。
- この申請には、罹災証明書（原本）が必要になります。

問合せ先 福祉課 ☎47-1116（直通）